

30年度シート

分担金・ 拠出金名	大陸棚限界委員会信託基金拠出金	種別	任意拠出金	30年度 予算額	6,720千円	総合評価	B
拠出先 国際機関名	国際連合 法務部海事・海洋法課 (DOALOS)						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>(1) 設立経緯等・目的：1997年、大陸棚限界委員会 (CLCS) は、沿岸国が提出する大陸棚延長申請を審査する目的で国連海洋法条約に基づき設置され、地理的配分に考慮して選出された地質学、地球物理学、水路学の専門家21名の委員で構成される。本来は、同条約附属書Ⅱ第2条5の規定により、委員会の委員の指名を行った締約国は、当該委員が委員会の任務を遂行する間、その費用を負担することとなっているが、途上国が自国出身の委員を指名した場合、経済状況によっては同委員への出張経費を支弁することが困難な場合がある。そのため、国連総会決議 (A/RES/55/7 パラ 20) において、事務総長に対し、途上国出身の委員が会合に出席するための費用を支援するための信託基金の設置が要請され、2001年に本件信託基金が設置された。</p> <p>(2) 拠出の概要及び成果目標：同基金への拠出により、CLCS 会合の年3回の滞りのない開催及び勧告の採択を促す。21名の CLCS 委員は衡平な地理的代表の原則に基づき選出されるところ、常に半数に近い委員が途上国出身となる。他方、CLCS の定足数は3分の2とされているため、途上国委員の出席を確保しない限り、同定足数を満たすことができず、勧告の採択にもつながらない。なお、本拠出先の国際連合法務部海事・海洋法課 (DOALOS) は、CLCS の事務局機能を担っている。</p>						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸国は、大陸棚を探査し、その天然資源を開発するための主権的権利を行使することが認められているが、CLCS は、その沿岸国が国連海洋法条約に従って行う大陸棚の延長申請を審査し、勧告を行う唯一の機関である。CLCS は、本件拠出金により、毎年計21週間の定期的な会合の開催を確保し (1会期7週間×年3会期)、大陸棚延長に関する審査、勧告を行い、また、大陸棚に関する様々な事項を議論・検討することで、同条約に規定する延長大陸棚の制度を実施している。</li> <li>・これまでに行われた85件の大陸棚延長申請のうち、CLCS は、2018年5月時点で29件について勧告を採択済みである (日本の7海域における大陸棚延長申請のうち6海域に関する勧告を含む)。同勧告を受けて、各申請国は、条約に則った延長大陸棚を設定してきている。CLCS 会合は通常年3回開催され、その進捗については、会期終了ごとに議長声明として公表され、また、勧告が採択された後には、CLCS のホームページにおいてそのサマリー (要旨) が公開されており、審査の進捗・成果について広く周知されている。2017年7月～2018年3月は、延べ21名の途上国出身委員が同基金を利用し、年3回 (計21週間) の会合が滞りなく開催され、全体会合において3件の勧告案に関する審議、また、小委員会において10件の大陸棚延長申請の検討が進められた。</li> </ul>						
2 組織・財 政マネジメ ント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部監査 対象年度：2016年、実施主体：国連会計検査委員会 (Board of Auditors, BOA)、報告・提出月：2017年7月、結果及び対応：特段の指摘事項なし</li> <li>・財政状況の報告 報告・提出月：2017年6月 (2016年度)</li> <li>・毎年6月、国連海洋法条約締約国会議において、CLCS 会合の過去1年の活動実績及び信託基金の運営状況についての報告が行われ、日本を含む締約国は必要に応じ改善の指摘を行うことができる。前年6月の同会議における各締約国からの指摘 (審査の透明性の確保、迅速な審査と採択等) 及び日本からの改善点の指摘 (特に、同信託基金の残高不足、勧告の科学的要素に基づいた迅速な審査と採択) を踏まえ、2017年6月の選挙後最初の会合となる同年7月、CLCS 内部で検討するための作業部会が立ち上げられ、同部会で示された改善策が既に実施され、透明性のある円滑な審査が可能となっている。</li> </ul>						
3 日本の外 交課題遂行 における有 用性・重要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CLCS は、沿岸国が国連海洋法条約に従って行う大陸棚延長申請を審査し、勧告を行う唯一の機関として、同条約に規定する延長大陸棚の制度を実施し、日本の主要な外交目標である海における法の支配の促進に貢献してきている。また、日本が行った大陸棚延長申請のうち1海域については、CLCS による勧告が先送りされているところ、拠出金を通じ、引き続き、定期的な会合の開催及び大陸棚延長申請の更なる迅速な審査の実現を目指すことは極めて重要。拠出金による直接の成果は、上記1のとおり。</li> <li>・CLCS は、条約上、地質学等の専門家である21名の委員が個人の資格で (すなわち政府から独立して) 任務を遂行すると規定されており、その意思決定に日本が直接的に関与することはできないが、CLCS には、その発足当初 (1997年) から、継続して、日本が推薦する日本人委員が選出されており、CLCS の任務遂行に貢献している。また、信託基金への拠出を通じた日本による CLCS 支援については、CLCS 議長声明に記載されるほか、例年6月に開催される国連海洋法条約締約国会議においても CLCS 議長からの報告で明示的に言及され謝意が表明されるなど、日本の CLCS におけるプレゼンスは本件拠出を通じて強化されている。</li> <li>・2012年7月の日本の総合海洋政策本部決定 (「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」) に従い、日本が行った大陸棚延長申請のうち CLCS による勧告が先送りされている1海域について、CLCS により早期に勧告が行われるためには、CLCS の定期的な会合の開催及び大陸棚延長申請の更なる迅速な審査が不可欠となっている。</li> </ul>						

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年12月、外務省、内閣府及び国連大学共催により、「CLCS20周年：成果と課題」をテーマとした海洋法に関する国際シンポジウムを開催するに伴い、CLCS前議長を含む現職のCLCS委員5名を招聘し、意見交換を行った。</li> <li>・また、同国際シンポジウムでは、CLCS委員や海洋法の専門家等の参加を得て、海における法の支配の促進に貢献するCLCSの成果及び今後の課題について議論した。</li> </ul>						
4 日本人職員・ポストの状況等	加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017年12月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)
	167	20	1	0	5.0%	1	0
	<p>その他特記事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CLCSの事務局である拠出先のDOALOSは、国連事務局の一部局であり、規模が小さい上(空席ポストも少ない)、海洋法の専門家である必要があるなど採用基準が高い。</li> <li>・CLCS委員は、選挙で選ばれる21名の専門家で構成されており(任期5年、アジア太平洋グループからは5名が選出されることになっている)、日本は、第1期選挙(1997年)より、継続して日本人委員1名を確保してきた。2017年12月末時点では、2017年6月に選出された山崎俊嗣氏が委員として任務を遂行している(任期は2022年6月15日まで)。</li> </ul>						
5 PDCA サイクルの 確保等	PLAN	DOALOSにおいて、年間の会期日数及び途上国委員数をもとに必要経費見積りを算出するとともに、国連海洋法条約締約国に対し拠出を呼びかけ。					
	DO	日本を含む関心国からの拠出金の拠出。DOALOSは、途上国委員からの財政支援申請を審査の上、会期ごとに必要額を支出。会期の終了ごとにCLCS議長声明に信託基金からの支出額等の情報が掲載される。					
	CHECK	BOAによる外部監査が行われる。国連海洋法条約締約国会議において、信託基金の運営状況についての報告が行われ、要改善事項があれば問題提起され、改善に向けた議論が行われる。					
	ACT	DOALOS及びCLCSは、締約国会議における問題点の指摘等に適宜対応する。					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件信託基金に拠出された資金は、全て途上国委員の会議参加経費として使用するための予算に充当され、日本からの拠出を特定することは不可能。</li> <li>・上記の“ACT”に加え、拠出国として、DOALOSとは随時協議を行い、予算執行状況等必要な情報収集を行ってきている。</li> </ul>						
担当課室名	海洋法室						